

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 5 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 45 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。付加保険料の制度が始まった 45 年 10 月からは、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までについては、当初、オンライン記録では、当該期間を含む「47 年 6 月から 48 年 9 月まで」（16 か月）は付加保険料納付済期間として管理されていたが、申立人が 49 年 8 月から 52 年 3 月まで居住していた A 市の国民年金被保険者名簿において「46 年 6 月から 47 年 9 月まで」（16 か月）の納付記録欄の所得比例保険料（付加保険料）を示す「比」に○印があることから、平成 25 年 11 月 1 日に、付加保険料納付済期間を当初の「47 年 6 月から 48 年 9 月まで」から「46 年 6 月から 47 年 9 月まで」に変更する記録訂正が行われ、その後、申立人から、昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの付加保険料込みの領収証書が提出されたことから、平成 25 年 12 月 25 日に、同期間を付加保険料納付済期間とする記録訂正が行われた結果として、申立期間②のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までは、定額保険料のみを納付した期間として管理されている。

しかしながら、1 回目の記録訂正の根拠とされた A 市の上記名簿の付加保険料の納付を示す○印については、i) 申立人は、昭和 47 年 6 月の付加保険料のみの領収証書及び同年 7 月から 48 年 3 月までの付加保険料込みの領収証書を所持しており、47 年 6 月に付加保険料納付の申出を行ったと考えられること、ii) 申立人が 46 年 9 月頃まで居住していたとする B 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同市において同年 12 月までの国民年金保険料を納付しているが、当該名簿には付加保険料納付の申出及

び付加保険料の納付を示す記載は無いこと、iii) A市の上記名簿によれば、49年12月以前の保険料は前住所地において納付されており、同市で納付されたものではないこと、iv) オンライン記録では、当初、「47年6月から48年9月まで」は付加保険料納付済期間として管理されていたことから、本来は、申立期間②のうち、48年4月から同年9月までを含む「47年6月から48年9月まで」(16か月)の納付記録欄に記載されるべきところ、1年度前にずれた「46年6月から47年9月まで」(16か月)の納付記録欄に記載されたものと考えられ、申立人は48年4月から同年9月までの付加保険料を納付していたとみるのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和48年10月から51年6月までについては、A市の上記名簿では、当該期間の納付記録欄に付加保険料の納付を示す記載は無く、付加保険料納付の申出は、当該期間直後の同年7月に行われている旨が記載されている。

また、申立期間①については、上述のとおり、B市の上記名簿によれば、申立人は、同市において当該期間を含む昭和46年12月以前の国民年金保険料を納付しているが、当該名簿には付加保険料納付の申出及び付加保険料の納付を示す記載は無い。

そのほか、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和48年10月から51年6月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 44 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書を使用して納期限内に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き、昭和 48 年 7 月から厚生年金保険の被保険者資格を取得する前月の平成 2 年 6 月までの国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 47 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間のうち 45 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができない。また、申立人が 47 年 3 月まで居住していたとする A 市において納付書方式による保険料の収納が開始されたのは 48 年 4 月であり、それまでは印紙検認方式により保険料の収納が行われていたが、申立人は、印紙検認に関する記憶が無いなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月
② 平成5年2月及び同年3月
③ 平成10年12月から11年6月まで

私は、免除期間及び第3号被保険者期間を除いて、国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「生活が苦しい中で当該期間を含む国民年金保険料を納付可能な期限ぎりぎりに遡って納付していた。」と述べており、オンライン記録によれば、i) 平成4年度の当該期間前の保険料はおおむね時効期間が経過する直前に納付されていること、ii) 同年度の保険料が納付された6年度は申請免除期間となっていることから、申立人の保険料納付の状況に係る説明には信ぴょう性が認められ、当該期間は2か月と短期間であることを踏まえれば、申立人は当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、平成6年12月14日付けの郵便局の領収印が押された当該期間の領収証書を提出しているが、当該領収日は時効期間を経過しており、オンライン記録によれば、当該期間の保険料は5年1月の保険料に充当されている。また、申立期間③については、申立人は保険料の納付状況についての記憶が明確ではないため、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 60 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 69 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「平成 15 年夏季賞与」及び「平成 15 年冬季賞与」と記載された給料明細書並びに平成 15 年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格記録は、オンライン記録によると、A社の被保険者となっていることが確認できるところ、申立人から提出のあった上記源泉徴収票の給与支払者は、B社となっている。これについて、同社の事業主は「申立期間当時、B社に勤務していた従業員も厚生年金保険に加入させていたので、確認はできないが、申立人は関連事業所であるA社において厚生年金保険に加入させていたはずである。」旨供述している。

なお、賞与支給日については、同僚のA社における申立期間に係るオンライン記録から、「平成 15 年夏季賞与」は平成 15 年 8 月 20 日、「平成 15 年冬季賞与」は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 8 月 20 日は 60 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 69 万 4,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成23年10月*日に解散しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA店（現在は、B社C店）における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年7月1日まで

昭和40年4月1日からD研修所で研修を受け、その後はA店で勤務し、同年7月からはE共済組合に加入したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。人事記録を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録から、申立人は申立期間においてD研修所初等部及びA店にF職として勤務していたことが確認できる。

また、A店に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和40年5月1日に同店において被保険者資格を取得した同僚が複数確認できることから、そのうち連絡先が判明した二人に照会を行い、回答が得られた一人は、「申立人と同時期である昭和40年4月1日付けでF職として採用され、1か月の研修期間を経て、同年5月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得している。同じ年の採用者で、A店に勤務した者なら取扱いは異なることはないはずであり、私と同じだと思う。」旨供述している。

なお、当該同僚について、B社C店から提出のあった退職者現況調査票によると、昭和40年4月1日に採用されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記人事記録に記載されている俸給額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間について、上記人事記録から当該期間の勤務は確認できるものの、B社C店は、「資料を保管していないため、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A店に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和40年4月1日から同年4月30日までの期間に被保険者資格を取得した者は一人もいないところ、上記同僚の供述及び被保険者記録から判断すると、同店においては、F職について同年4月は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

年金事務所から、申立期間の賞与の記録が漏れている旨の連絡を受けた。賞与の支給明細書を提出するので、申立期間の賞与の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において、A社はB厚生年金基金及びC健康保険組合に加入しているところ、当該厚生年金基金及び健康保険組合においても申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録が無く、また、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は申立てに係る賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年8月までの期間、42年2月、同年3月、48年4月から50年12月までの期間及び51年2月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月及び同年10月
② 昭和40年11月から41年8月まで
③ 昭和42年2月及び同年3月
④ 昭和48年4月から50年12月まで
⑤ 昭和51年2月から52年2月まで

私は昭和40年5月に結婚し、同居していた元夫の母親が同年9月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。婦人会長として国民年金保険料を集金していた元夫の母親は、私の保険料と元夫の保険料を併せて納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫の母親が昭和40年9月頃に申立人の国民年金の加入手続をA市で行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、元夫の母親から聴取することができないため加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間③より後の昭和42年8月にB県C市において払い出されており、申立人の説明する加入時期及び加入場所と相違しているほか、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立期間①は、オンライン記録及び年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日作成)では、保険料を納付することができない未加入期間として管理されている。

申立期間④については、申立人と同じく元夫の母親が保険料を納付していたとする元夫は、昭和48年6月から49年3月までの保険料が未納である。また、申立人がD市からA市に転入したことに伴い作成された転入者台帳整理カードによれば、申立人は同市

に 45 年 7 月頃に転入した後、49 年に不在被保険者として管理され、その後 55 年 4 月頃に E 区において被保険者として把握されていることから、申立人の 49 年 4 月から 50 年 12 月までの保険料は納付されていなかったものと考えられる。

申立期間⑤については、申立人が所持する年金手帳では、当該期間は保険料を納付することができない未加入期間とされている。また、オンライン記録によれば、当該期間は、平成 12 年 12 月 13 日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が追加されたことにより未加入期間から被保険者期間に変更されており、同記録追加時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人の元夫の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年10月までの期間及び13年9月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年10月まで
② 平成13年9月から14年1月まで

私は、平成14年2月頃に雇用保険の基本手当が入ったので、同年同月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を銀行で納付した。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年2月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、納付したとする期間のうち申立期間②は保険料を納付することができない未加入期間として管理されている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月1日から35年8月1日まで
② 昭和35年8月1日から38年11月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社C工場で勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、A社で勤務していた際の上司と共に勤務していたのは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び申立人の上司も死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①当時に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務実態等について照会したところ、二人から回答があったものの、いずれの者も申立人を知らないとしており、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった昭和34年6月1日から35年8月1日までの期間の健康保険証の番号に欠番は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、B社は、申立人の申立期間②当時の勤務実態等について調べることは困難であり、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答できないとしている。

また、B社が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書で確認できる資格取得日は昭和38年11月1日となっており、同社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時に勤務していた複数の従業員に照会を行ったところ、回答があった7人のうち申立人と同じ菓子製造の担当だった4人は、同社における自身の実際の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していると回答している。

さらに、上記回答があった7人のうち3人は、申立人を記憶しているとしているものの、申立人の申立期間②における勤務は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 6 年 6 月 1 日に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、同社の役員であった者二人が記憶する顧問税理士に照会したところ、「平成 18 年に同社との顧問契約を解除しており、そのときに源泉徴収簿は全て会社に返却しているため、当時の資料は何も残っていない。」旨の回答をしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の役員及び社会保険事務担当者は、申立期間当時の同社に係る厚生年金保険の加入取扱い及び申立人の勤務について、「同社には正社員のほかに非正社員の従業員がいたが、厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであった。」旨の回答をしているものの、申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間当時、同社に正社員として勤務していたか否かについて確認することができない。

さらに、申立人は平成 6 年 6 月 1 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していたはずであるとしているが、事業主から申立人が主張する同日を取得日とする資格取得届が社会保険事務所（当時）に提出された場合、その後、同年 8 月 1 日時点での厚生年金保険被保険者全員に行われることとなる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に申立人も含まれることとなり、当該届出に基づく定時決定が同年 10 月に行われることとなるはずであるが、同社に係るオンライン記録には、申立人の当該

定時決定の記録は確認できないことから判断すると、事業主から、申立人が主張する同年6月1日に被保険者資格を取得したとする届出は行われていなかったものと考えられる。

なお、A社は、申立期間当時に雇用保険の適用を受けていないため、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25331 (事案 15467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、A社(後に、B社。現在は、C社)における船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月15日から同年12月15日まで
② 平成元年3月12日から同年12月4日まで

前回の申立てでは、昭和63年7月1日から平成元年3月1日までの期間について、A社の貨物船(D船)に乗船していたので当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、当時の自分の日本人出帰国記録を確認し、当時の状況を整理したところ、申立期間①については、E社の自動車運搬専用船(F船)にG職として乗船した期間であったので、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、E社の船員保険加入期間として記録されているが、当該期間はA社の貨物船「D船」に乗船していた期間なので、当該期間を同社の船員保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てのうち、前回の申立期間と重複する昭和63年7月1日から同年12月15日までの期間については、i) 申立人が主張するA社の事業を継承したB社及びH社から、申立人のA社における勤務状況及び船員保険料の控除を確認することができないこと、ii) A社に係る船舶所有者別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、オンライン記録においても、申立人、申立人が同乗していたとする船長及び一等航海士が、同社のD船で被保険者となった記録は確認できないこと、iii) 申立人は船員手帳を所持していないことから、当該期間に勤務していた事業所名、船舶名、雇入れ及び雇止め期間等を特定することはできないことなどから、年金記録確認I地

方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 3 月 9 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立期間①について、前回申立てを行ったA社が所有するD船ではなく、E社が所有する自動車運搬専用船（F船）にG職として乗船していたとして、申立期間、事業所及び乗船していた船舶を変更して申立てを行っている。

しかしながら、E社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、同社が船員保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 5 月 30 日であり、申立期間①のうち同年 1 月 15 日から同年 5 月 30 日までの期間は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社は、オンライン記録によると、平成 5 年 9 月 1 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は当時の資料が無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

さらに、申立人が申立期間①に乗船していたとするF船について、E社の本社所在地を管轄するJ法務局及びK省に照会したが、当該船舶の記録は確認できず、申立期間①当時の日本船籍の船を収録した海事図書館所蔵の「日本船名録」（日本海事協会発行）及び世界各国の船を収録した同図書館所蔵の「Register of Ships」（Lloyd's Register・Fairplay 発行）についても調査したが、当該船舶の記録は確認できなかった。

加えて、上記船舶所有者別被保険者名簿によると、E社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員は 22 名確認できるが、申立人の氏名は見当たらない上、当該名簿の被保険者証の番号に欠番は無いことから、申立人の船員保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は、自身の船員手帳に記載されていた内容の記憶を頼りに申立内容を記載しているが、船員手帳が見当たらないためその内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の船員保険の被保険者記録は、E社における被保険者期間として記録されているが、申立人は、A社の所有するD船に乗船していたので、当該期間を同社の被保険者期間として記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社の現在の継承会社であるC社は、申立人に係る人事記録等の資料は無く、申立人の勤務状況及び保険料控除について不明としている。

また、D船に係る船舶登記簿及び船舶原簿によると、いずれも船舶所有者は、L社であることが確認できるところ、申立期間②当時の日本船舶明細書（日本海運集会所発行）によると、当該船舶についてL社からE社が裸用船として借りていたことが確

認できる。

さらに、申立人がA社の所有するD船に同乗していたと記憶する船長及び一等航海士の船員保険被保険者記録は、オンライン記録によると、申立期間②当時、申立人と同様にE社で加入していることが確認できるところ、当該一等航海士は、「私はE社のD船で申立人と一緒に勤務した。私は平成元年3月から2年4月にかけて乗船し、申立人は私よりも先にM国で下船したと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係るA社の所有するD船における勤務及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社における船員保険の被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 38 年 10 月に入社してから退職する 41 年 7 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、同社で運転手として勤務していた元従業員は、厚生年金保険の加入取扱いについて、「給料から厚生年金保険料を引かれたことはなく、会社が厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」旨回答している。

また、申立人は、A社はB社の敷地内にあったとしているところ、所在地を管轄する法務局にA社に係る商業登記の記録が無く、B社は、「A社に敷地の一部を間貸していたことは間違いないが、当社はA社とは別会社であり、当時のことを知っている者は誰もいない。」と回答していることから、A社及び同社の代表者に申立人の勤務や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年頃の約1年間
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和43年頃の約1年間、同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る人事記録から、申立人が昭和43年4月30日から同年9月6日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る人事記録から判断して、申立人はA社の契約係正社員に採用される前の試用期間中の契約係特別社員に該当する。契約係特別社員は、厚生年金保険に加入させておらず、申立期間の厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚のうちの一人は、「私は、契約係特別社員として昭和43年4月1日にA社に入社した。半年後の同年10月1日から契約係正社員となり、厚生年金保険に加入した。試用期間中の契約係特別社員は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除は無かった。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間当時における整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の同社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は申立期間について、昭和43年頃の1年間としているが、オンライン記録によると同年3月11日から同年5月2日までの期間及び同年11月3日から44年7月28日までの期間については、他の事業所において厚生年金保険被保険者記録がある。

このほか、申立人の申立期間におけるA社による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA

社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 51 年 1 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 50 年 4 月に新卒で入社し、同社が経営する B 地区にある洋服店に勤務していた。厚生年金保険には、当時の担当者から同年 11 月頃に加入手続をしたと聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の代表取締役及び役員について、同社に係る事業所別被保険者名簿及び商業・法人登記簿謄本にその氏名が確認できる上、申立人は同社について詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成4年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が記憶している当時の代表取締役及び役員は既に死亡していることから、その後の代表取締役を含む二人の役員に照会したが回答は得られず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における厚生年金保険の加入取扱いについて確認することはできないものの、上記事業所別被保険者名簿では、申立期間を含む昭和48年8月11日から51年3月9日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は一人も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。